

# 京都府の肝炎対策に関する要望書

平成29年 2月20日

京都肝炎対策協議会 御中

京都肝炎友の会

代表世話人 山副 スヘノ

舞鶴ウイルス性肝炎を考える会

代表世話人 三宅 あき

## 第1 要 望

### 1 肝炎対策に特化した計画の策定について

#### 【要望事項】

京都府においては、肝炎対策に特化した医療計画を策定していただくようお願いいたします。

#### 【要望理由】

平成28年12月1日現在、47都道府県中、25都道府県が肝炎対策に特化した計画を定めています。ところが、京都府では「肝炎対策に特化した計画」は存在しておりません。

肝炎に関しては、様々な要素を考慮する必要があります。「肝炎対策に特化した計画」を策定することが求められています。京都府保健医療計画の期間は、平成29年度までですので平成29年度以降は、上記理由より、肝炎対策に特化した医療計画を策定していただくようお願いいたします。

### 2 重症化防止事業について

#### 【要望事項】

平成28年度の重症化予防事業の実績を明らかにしていただくようお願いいたします。

#### 【要望の理由】

国は、肝炎対策基本法、肝炎対策の推進に関する基本的な指針において、重症化予防を肝炎対策の基本であると明記しており、平成26年度から、国も肝炎患者の重症化予防推進事業の予算化をしています。

上記のように、重症化予防策の重要性に鑑み、平成28年度からは、定期検査費用に対する助成措置が拡充されます。

(所得制限の緩和) (厚生労働省作成『平成28年度肝炎対策予算概算要求の概要』より)

他方で、重症化予防推進事業は手続きが煩雑で、利用者に経済的なメリットがなく

(重症化予防推進事業を利用することにより、経済的な損失が発生したとの事例もあると聞いております。)

そこで、肝炎ウイルス陽性者重症化防止事業の利用実績を確認することで、制度の周知等に問題がないかといったことを検討することが重要となります。

### 3 肝疾患相談支援センターの広報・告知について

#### 【要望事項】

- (1) 肝疾患相談支援センターの広報・告知について、どのような手段で、どのように行っているのか明らかにしていただくようお願いします。
- (2) 肝疾患相談支援センターの広報・告知、また受付について、府民だより等の全府民が目にすることができる広告媒体等を利用することによって、肝炎患者やその家族が肝疾患相談支援センターをより利用しやすいように改善していただくようお願いします。

#### 【要望の理由】

国は、肝炎対策基本指針において、肝炎患者等及びその家族に対する相談支援や肝疾患相談センターを通じて、肝炎患者に対し、情報提供が必要であるとしています。したがって、肝炎の予防及び肝炎治療において肝疾患相談支援センターでの肝炎患者及びその家族に対する相談支援は重要です。

京都府においても、平成25年3月の京都府保健医療計画において、「相談支援体制の充実が必要」とされ、対策の方向として「肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実」が明記されております。

しかし、肝疾患診療連携拠点病院において、肝疾患相談支援センターのための常設の部屋の設置はありません。また、受付対応は電話のみで、その時間も限られており、患者の方が病院を直接訪れても対応できないなど、患者・感染者が利用しづらい現状もあるように聞きます。

それゆえ、患者・感染者がより利用しやすくするため、現在、肝疾患相談センターの存在や利用方法をどのように広報・告知しているのかを検討することは重要です。

以上から、京都府の肝疾患相談支援センターの広報・告知について、どのような手段で、どのように行っているのか明らかにしていただく必要があり、要望事項の記載のと通りの要望をいたします。

#### 4 肝炎コーディネーターの養成について

##### 【要望事項】

- (1) 肝炎患者も地域肝炎治療コーディネーターになることができるよう制度を設計していただきたくお願いします。
- (2) 肝炎患者も地域肝炎治療コーディネーターの研修に参加させていただきたくお願いします。
- (3) 地域肝炎治療コーディネーターになるための研修において、肝炎患者等を講師とする研修も取り入れていただきたくお願いします。

##### 【要望の理由】

###### (1) について

地域肝炎治療コーディネーターとは、肝炎の患者さんが安心して検査や治療を受けたり、日常生活を送ることができるように、地域や医療機関において、検査、治療方法、生活指導、食事、服薬、治療費助成制度など、肝炎に関する幅広い知識とスキルを基に患者さんに寄り添い、多様な側面から患者さんをサポートする人です。

(東京医科大学茨城医療センターHPより引用)

肝炎対策基本指針において、「肝炎医療に限らず肝炎患者等が直面する諸課題に対応できる人材の育成、確保等を図ることが必要である。」と記載されていることから肝炎患者も地域肝炎治療コーディネーターになることができるよう制度を設計していただきたいと考えています。

###### (2) 及び (3) について

肝炎対策基本指針において、「肝炎医療に限らず肝炎患者等が直面する諸課題に対応できる人材の育成、確保等を図ることが必要である。」と記載されており、またそもそも地域肝炎治療コーディネーターとは、肝炎に関する幅広い知識とスキルを基に患者さんに寄り添い、多様な側面から患者さんをサポートする人のことをいいます。そのため、地域肝炎治療コーディネーターの研修に患者も参加することができ、また肝炎患者を講師とする研修を取り入れるべきであると考えます。

## 第2 質 問

### 1 出張検診について

肝炎対策基本指針において、「出張型検診等，利便性に配慮した体制の整備を図る。」と記載されており，また第3回京都府肝炎対策協議会においても，京都府は，出張検診については，「各市町村の状況及び要望状況等を鑑み，検討するものとする」と回答がありました。

そこで，出張検診の検討状況について，ご回答いただきたくお願いします。

### 2 個別勧奨について

京都府医療保険計画では，健康推進事業として，平成29年度までに全市町村で個別勧奨を実施する予定になっていますが，市町村の担当者研修会等において，肝炎対策の重要性について働きかけをする以外に，目標を達成するための具体的な取り組み対応を明らかにしていただきたくお願いします。

### 3 研修について

京都府では，医療関係者や行政担当者を対象とする研修が実施されているところ，第3回京都府肝炎対策協議会において，患者会も研修に参加することができるか確認したところ，京都府からは研修の内容に，関わり方を検討するとの回答がありました。そこで，どのような検討がなされたのか，できる限り詳しく，回答していただきますようお願いします。

### 4 京都府保健医療計画の中間評価について

京都府保健医療計画は，平成25年度から平成29年度までの5か年計画であるところ，既に計画の半分以上の期間が経過しました。

京都府として，計画を達成するために，今後，具体的にどのようなことを検討しているか明らかにしていただきたくお願いします。

以上